


保護者様

滋賀県立北大津養護学校長

インフルエンザによる出席停止の報告について

インフルエンザについては、学校保健安全法第19条により「発症した翌日から数えて5日経過、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで」出席停止となります(欠席扱いにはなりません)。

インフルエンザと医師に診断された場合には、下記の報告書を保護者の方がご記入の上、学校に提出いただきますようお願いいたします。

		発症日	発症後						
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可	
例2	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
例3	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

出席停止報告書

診断	インフルエンザ (A型 ・ B型)
発症日	令和 年 月 日
受診日	令和 年 月 日
解熱した日	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
医療機関・医師名 電話番号	

上記の通り、報告します。

令和 年 月 日

部 年 組 氏名

保護者氏名